

特定非営利活動法人 日本茶インストラクター協会東京都支部

設立総会資料

(2003/04/20 14:00~16:00 大妻女子大182教室)

東京都支部設立趣旨及び設立経過

家族が核家族化して、茶の間が喪失していく中、お茶の喫茶風習も失われて来ました。喫茶風習の再構築を目指し、日本茶インストラクター制度が平成11年からスタートしました。また、14年2月にNPO法人を取得いたしました。昨年1年間を支部設立の準備期間として、環境整備など行ってきました。今年2月に「役員選任について」の伺いで現役員が選任されましたので、正式に支部設立を提案いたします。会員の親睦と連帯を図り、茶の文化の発展と会員の社会的地位向上を目的に日本茶インストラクター東京都支部を結成する。

特定非営利活動法人

日本茶インストラクター協会東京都支部規約（案）

（名称及び事務局）

第1条 この会の名称を、特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会東京都支部（以下『本会』という。）と称し、事務局を 港区東新橋2-8-5 に置く。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦と連帯を図り、特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会と連帯して、茶の文化の発展と会員の社会的地位向上のために活動する。

（組織）

第3条 本会は、次の資格を有する者をもって組織する。

- ①社団法人日本茶業中央会が認定し、特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会に登録された東京都内に在住・（特）日本茶インストラクター協会に届けた活動拠点が東京の日本茶インストラクター及び日本茶アドバイザー
- ②その他、本会が認めた日本茶インストラクター及び日本茶アドバイザー

（事業）

第4条 本会は、規約第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①会員相互の連帯と協調に関すること
- ②会員の資質向上に関すること
- ③茶文化の普及・啓発に関すること
- ④茶に関する情報の収集と提供に関すること
- ⑤日本茶インストラクター及び日本茶アドバイザー育成に関すること
- ⑥特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会事業に関すること
- ⑦その他、会の目的を達成するために必要な事項（収益事業も含む）

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く

- ①支部長 1名 ②副支部長 10名以内
- ③事務局 1名 ④日本茶アドバイザー代表 1名
- ⑤会計 1名 ⑥東日本ブロック担当 1名(ブロック長候補のみ) ⑦監査 1名

2 役員は、特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会運営規程に基づき選任する。

3 支部長及び他の役員(監査は除く)は役員相互による。

4 監査は、支部長が任命する。

5 ブロック長候補推薦時は、支部役員を身分を役員を推薦を得て支部長が付託する。

6 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の推薦を得て支部長が任命する。

(任期)

第6条 役員任期については2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現職者の残任期間とする。

(職務権限)

第7条 支部長は、本会を代表して会務を総理し会議の議長となる。

2 副支部長は、支部長を補佐し支部長事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局は、本会の事務を処理する。

4 会計は、本会の経理を処理する。

5 監査は、本会の業務及び経理を監査する。

6 東日本ブロック担当は、ブロック長候補として推薦され独立した職務を有する。

(会議)

第8条 本会の会議は、支部長が必要と認める場合招集し、且つ開催する。

2 総会は、毎年1回開催するものとし、役員会は支部長が必要と認める場合そのつど開催する。

3 会員の2分の1以上の要求があった場合、支部長は会議を開催しなければならない。

(総会の付議事項)

第9条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- ①規約の制定、改廃に関する事項
- ②事業計画及び収支予算並びに事業実績及び収支決算
- ③役員選任に関する事項
- ④会費の賦課徴収に関する事項
- ⑤その他、重要事項

(会議の運営)

第10条 総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数をもって議決権を行使することができる。

2 会員は、総会において書面、又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費及び助成金、寄付金、委託金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第13条 本規約に定めない事項については、そのつど臨時総会、又は役員会で協議決定する。

付則

この規約は、平成15年4月 日 から施行する。

特定非営利活動法人

日本茶インストラクター協会東京都支部 運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人 日本茶インストラクター協会東京都支部〔以下「支部」という。〕の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会員の資格）

第2条 会員の資格は、規約3条に定めている者のほか、役員会が認めたものとする。

（変更及び入会・脱会）

第3条 支部に登録してある氏名等の変更は、（特）日本茶インストラクター協会に届けるものとする。

2 脱会する者は、（特）日本茶インストラクター協会に届けるものとする。

3 入会・脱会は全て（特）日本茶インストラクター協会からの変更届を基にする。

（役員会）

第4条 役員会は、次の事項を審議する。

①総会に付すべき事項

②規約4条に定める事業の企画・立案及び推進に関する事項

③その他、支部の運営に必要と認めた事項

（連絡）

第5条 会員への連絡はメーリングリストに基づき連絡する。メール受信が出来ない者は、役員会に届けてFAX・郵送にて連絡を受ける。

（雑則）

第6条 この要項に定めたもののほか、支部の会務の執行に関し必要な事項は支部長が定める。

付則

この要項は、平成15年4月 日から施行する。

平成15年度事業計画並びに収支予算（案）

【事業計画（案）】

日本茶インストラクター相互の連絡協調と資質向上を図り、社会的地位の確立を期すため、役員会・ホームページの運用・支援活動（直轄活動・協賛活動・後援活動・公認活動）等の事業を行う。

【収支予算（案）】

収入の部

事務連絡費	100名×3,000	300,000	インストラクター分
	197名×1,000	197,000	アドバイザー分
事業収入		150,000	直前講習会（100,000）・販促品販売（50,000）
その他の収入		270,000	設立準備委員会より繰入
合計		917,000	

支出の部

会議費	90,000	総会（30,000）・役員会（60,000）
事業費	500,000	セミナー等
備品費	50,000	
事務連絡費	200,000	
HP維持費	50,000	
予備費	27,000	
合計	917,000	

役員選任（案）

支部長	今井久雄（01-0026）
副支部長	奥村静二（02-0311）
副支部長	友野秀一（02-0298）
副支部長	宮西紀美子（02-0331）
事務局	江森 芳（02-0289）
会計	野平美紀（03-0611）
ADVISER 担当	戸張幸男（A1-0048）
BLOC 担当	君野信太郎（02-0314）
監査	中野憲一（02-0325）